

名古屋市総合リハビリテーション事業団  
一般廃棄物処理業務委託仕様書

この仕様書は、名古屋市総合リハビリテーション事業団にかかる一般廃棄物処理の委託に関して次のように仕様を定める。

(1) 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(2) 委託料金の算出

委託料金は、一般廃棄物に対するコンテナ及び袋単位の単価契約とする。  
契約は、最高限度額での契約であり実績払いとする。

(3) 履行場所

①名古屋市総合リハビリテーションセンター（以下「リハビリセンター」とする。）

名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1番地2

②名古屋市障害者スポーツセンター（以下「スポーツセンター」とする。）

名古屋市名東区勢子坊二丁目1501番地

③瑞穂区障害者基幹相談支援センター（以下「瑞穂基幹」とする。）

名古屋市瑞穂区北原町3丁目2番地 ジュネス瑞穂1階

④熱田区障害者基幹相談支援センター（以下「熱田基幹」とする。）

名古屋市熱田区新尾頭1丁目6番10号 第15フクマルビル1階

(4) 廃棄物区分・数量

履行場所	廃棄区分	種類	数量（年間コンテナ数） BOX	収集回数	収集時間
リハビリセンター	一般廃棄物	生ごみ	190BOX	週3回 月水金又は火木土	AM11:00 までに収集
		可燃物	1,040BOX	週3回 月水金又は火木土	AM11:00 までに収集
		不燃物	80BOX	隔週1回	AM11:00 までに収集

※コンテナの大きさは、1300×580×820（mm）  
（間口）（奥行）（高さ）

履行場所	廃棄区分	種類	数量（年間袋数） 袋	収集回数	収集時間
スポーツセンター	一般廃棄物	可燃物	540袋	週1回 火	AM5:00までに収集
		不燃物	20袋	隔週1回 火	AM5:00までに収集
瑞穂基幹	一般廃棄物	可燃物	220袋	毎週2回 火木	AM5:00までに収集
		不燃物	20袋	毎週1回 木	AM5:00までに収集
熱田基幹	一般廃棄物	可燃物	100袋	毎週1回 水	AM5:00までに収集
		不燃物	20袋	毎週1回 水	AM5:00までに収集

※ 可燃ごみ（45ℓ 7kg換算） 不燃ごみ（45ℓ 7kg換算）

#### （5）作業内容

- 1 リハビリセンターの収集に必要なコンテナを納めること。
- 2 生ごみ、可燃物、不燃物は、市の指定処理施設へ搬入すること。なお、生ごみについては資源化（堆肥化等）処理を行うこと。
- 3 収集場所及びその周辺の環境衛生については、毎収集後清潔な状態に回復すること。
- 4 収集業務により、リハビリセンター、スポーツセンター、瑞穂基幹及び熱田基幹の工作物等を破損した時は、担当職員に連絡するとともに原状に回復すること。
- 5 収集業務について疑義が生じた場合は、その都度協議する。